

施設カルテ

令和 5 年度

番 号	(4)-8	名 称	いちょう公園スポーツ用具庫	分 類	スポーツ・レクリエーション系施設
-----	-------	-----	---------------	-----	------------------

【施設概要】

所 在 地	沼端14番地253(いちょう公園敷地内)									
所 管 課	社会教育・体育課									
設置根拠法令	—									
管理運営形態	直営		指定管理者名		—					
土 地	所有形態		町	敷地面積		312 ㎡				
建 物	所有形態		町	延床面積		19 ㎡				
	築 年 月		H 5	年 3 月		1993 年				
	法定耐用年数		22 年	経過年数		30 年				
	構造		木造							
	地上		1 階	避難所指定	指定なし		アスベスト対応	非対応(建材)		
	地下		— 階	PCB対応	無し		バリアフリー対応	非対応		
	収容人員		— 人	貸出可能単位数				単位		

【利用状況】

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度

【経費状況】

(単位:千円)

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
収 入	施設使用料・手数料	0	0	0	
	コピー機・公衆電話・自動販売機	0	0	0	
	その他	0	0	0	
	合計	0	0	0	
支 出	光熱水費	0	0	0	
	修繕費	0	0	0	
	委託料	0	0	0	
	指定管理料	0	0	0	
	工事費	0	0	0	
	その他	0	0	0	
	合計	0	0	0	
収 支	0	0	0	0	

【コスト状況】

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用者あたり(円/人)					
床面積あたり(円/m ²)	0	0	0	0	
開館日あたり(円/日)					
人口あたり(円/人)	0	0	0	0	

【施設の状態】

屋根 屋上	外壁	建具	内装	給排水 衛生	ガス	空調 換気	照明	スイッチ コンセント	分電盤 受変電盤	外構
A	B	A	B			B	B	A		

劣化状況の概要

施設の外觀上、大きな劣化は見られない。ただ、外壁のコーキング材の劣化、床面のひび割れ、ストーブ配管など劣化が見られる箇所もあり、経過観察が必要である。

【評価基準】

評価	基準
A	・概ね良好な状態。
B	・劣化が始まり不具合があるものの、安全上、機能上、問題がなく経過観察でよい状態。 ・清掃、パッキンの取替え、タッチアップなど軽微な対応でよい状態。
C	・劣化が進行し、安全上、機能上、問題のある不具合がある状態。 ・故障した部品交換、塗装の塗替えなど機能低下の速度を遅くする修繕が必要な状態。 ・劣化状況や範囲が保全点検では判断できず、詳細点検が必要な状態。
D	・安全上、機能上、問題があり早急に対応する必要がある状態。 ・施設の耐久性に影響を与えている状態。 ・修繕、部品交換で対応が不可能な状態。 ・法令点検で不適格の状態。

良好
劣化

【建物内部】

評価	基準
A	20年未満
B	20年～40年
C	40年以上
D	経過年数に係わらず著しい劣化事象がある場合

良好
劣化

【施設管理の基本的な方針】

役 割 機 能 重要性	社会体育活動の振興を目的に、いちょう公園内における会員間の通常活動のほかに、町内小中学校を対象としたスポーツ教室や町内会対抗大会の開催など、町のスポーツ人口増加に取り組んでいる、おいらせ町グラウンド・ゴルフ協会(町スポーツ協会)の活動に必要な競技用具を保管に利用している。		
管理方針	除却 または 譲渡	公共性・必要性が低い施設となった事、利用形態が物置である事から、最低限の維持修繕に留める。 修繕箇所が多くなるようであれば、関係者と協議のうえ廃止または譲渡を検討。	
方針の 考え方	平成4年度に建設した当該施設は、劣化が始まっている段階であるが、これまでの維持管理及び修繕によって、施設の運営に支障をきたすような著しい老朽化や破損等は見受けられない状態である。 白鳥監視を目的に建設した施設であるが、鳥インフルエンザの流行や白鳥を愛する会の解散に伴い利用されなくなったため、おいらせ町グラウンド・ゴルフ協会(町スポーツ協会)が物置として利用している。 利用形態が物置である事から、今後は最低限の維持修繕に留め、修繕箇所が多くなるようであれば、関係者と協議のうえ廃止または譲渡を検討する。		
法定耐用年数	22 年 (平成 27 年度まで)	目標使用年数	40 年 (令和 15 年度まで)
計画期間	17 年 (平成 29 年度から 令和 15 年度まで)		
期間設定 の考え方	最低限の維持修繕に留めるが、現状で使用できる間は施設を使用するため、当面は、適切な維持管理及び劣化対策を実施した場合の物理的耐用年数とした。 ※(社)日本建築学会「建築物の耐久計画に関する考え方」及び(財)建築保全センター「建築物のライフサイクルコスト」等を参酌した。		

【工事履歴・計画】

[illegible]

※経費状況における注意事項

- ・管理運営形態が直営の施設については、町担当職員人件費の配賦が困難であるため、人件費は未計上となっています。
- ・管理運営形態が指定管理の施設については、指定管理者の人件費が含まれています。